

行われるよう努める。

(1) 後方支援医療機関の負傷者受け入れ計画

- ・ 市は、市域における空きベット情報の共有とともに、搬送ネットワーク化を推進する。
- ・ 後方医療機関は、次の活動を行う。
 - ア 2次トリアージの実施
 - イ 重症患者の収容と処置及び中等症患者の処置
 - ア 広域救護病院への転送の要否及び転送順位の決定
 - イ 死体の検案
 - ウ 医療救護活動の記録及び市災害対策本部への措置状況等の報告
 - エ その他必要な事項

災害時後方支援医療機関承諾書

(宛先)

所沢市長 当摩 好子 宛

国立身体障害者リハビリテーションセンター
総 長

当センター内の下記の機関について、所沢市の災害時後方支援医療機関として承諾する。

なお、災害時後方支援医療機関として廃止する必要が生じた場合は、所沢市長にその旨申し入れるものとする。

記

所 在 地	施 設 名
所沢市並木4丁目1番地	国立身体障害者リハビリテーションセンター病院

平成 24 年 12 月改訂

所沢市地域防災計画

震災対策編

所沢市防災会議

第2節 医療・救護対策

第1項 体制の整備

災害発生時の医療体制を確保するため、平常時より災害直後の初期医療体制及び負傷者の搬送先となる後方医療体制等について、市は県等と連携して十分な医療体制の整備を図る。

また、自主防災組織による自主的な救護活動が積極的に行える体制を整備する。

第2項 現況

医師会では、具体的な医療救護班の構成メンバーを6ブロックに編成している。

(応急対策5章「救援・救護活動」参照) (資料編P150「医療班」参照)

第3項 対策

1 緊急連絡体制の整備

(資料編P168「所沢市歯科医師会」～P175「所沢市接骨師会」参照)

- (1) 各病院、診療所、医師会等は、医療救護班の迅速な召集に向け、緊急連絡網を準備する。
また、医師等、必要な職員については、携帯電話等、連絡手段を確保するよう努める。
- (2) 参集ルールの徹底を図る。大規模災害の発生又はそのおそれがあると判断される場合は、医療救護班の要員は、医師会対策本部の設置場所に自主的に参集するよう徹底する。

2 医薬品・医療資器材の備蓄

医療救護班が必要とする医薬品・医療資器材等については、県、市の備蓄品の供給が対応不能な場合も想定し、できる限り医師会等関係機関や医療機関においても備蓄に努める。

3 被服・携帯品の準備

出動時、あらかじめ定められた被服を着用し、必ず、ヘルメット、帽子、手袋、底厚の靴を着用し、懐中電灯を携帯するように日頃から準備しておく。

4 災害時医療活動に関する周知・研修

災害時医療救護活動は、外傷系を中心とした大量の負傷者に対する緊急な対応が必要なため、医師会の会員に災害時の対応や心構え等について事前に周知し、必要に応じた研修を行う。

5 防災訓練の実施

災害発生時に円滑な災害医療救護活動が実現できるように、事前に関係機関相互の連携を図り、共同参加による計画的な防災訓練を実施する。

第5章 救援・救護活動

第1節 救急救助及び医療体制（医療福祉部・消防部）

活動方針

大規模な災害発生等により、被災者や救命措置を要する負傷者が多数発生した場合、それに対する救急救助及び医療救護に関する応急対策を実施する。市の能力をもってしても十分でないと認められるときは、知事その他の関係機関に協力を要請する。

また、災害発生から数日が経過すると、被災地においては衛生状態や生活環境が悪化し、健康状態の悪化に対する処置を要する患者が多数発生することが想定される。それに対する対策を明らかにし、被災者の健康状態の維持に万全を期する。

第1項 救急・救助活動

1 救急・救助における出動

- (1) 救急救助の必要な現場への出動は、救命効率を確保するため、救急隊と他の隊が連携して出動するよう努める。
- (2) 救助活動を必要としない現場への出動は、救急隊のみとし、救命を要する重傷者を優先に搬送する。

2 救急・救助における優先事項

- (1) 救急処置及び救助は、救命の処置を必要とする負傷者を優先とし、その他の負傷者はできる限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関と連携の上、救急・救助活動を実施する。
- (2) 延焼火災が多発し、同時に多数の救急・救助が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救急・救助活動を行う。
- (3) 延焼火災が少なく、同時に多数の救急・救助が必要となる場合は、多数の人命を救護できる現場を優先に、効果的な救急・救助活動を行う。
- (4) 同時に小規模な救急・救助を必要とする事象が併発した場合は、救命効率の高い事象を優先に救急・救助活動を行う。

3 他機関への応援要請

(1) 消防相互応援協定による応援要請

市長は、市の消防力では十分な活動が困難である場合には、あらかじめ締結してある消防相互応援協定に基づき、他の消防機関に応援を要請する（資料編P123「消防機関に対する応援要請」参照）。

(2) 知事への応援出動の指示の要請

市長は、市の消防力では十分な活動が困難である場合には、知事に対して緊急消防援助隊又は埼玉県特別機動救援隊（埼玉SMART）の出動を要請する。

(3) 応援要請上の留意事項

ア 要請の内容

本部長は、知事に応援を要請しようとするときは、次の事項を明らかにして行う。要請は、事態が緊急を要するため通信により行い、後日文書を送付する。

また、被害が甚大で状況把握すら困難である場合は、その旨を県に連絡し被害状況の把握活動に対する支援を要請する。

- ・被災状況（負傷者、要救助者の状況）及び応援要請の理由
- ・応援消防隊の派遣を必要とする期間（予定）
- ・応援要請を行う消防隊の種別と人員
- ・市への進入経路及び集結場所（待機場所）
- ・応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み

イ 応援隊の受け入れ体制

他都道府県応援消防隊が派遣された場合、その円滑な受入れを図るため、応援要請を行う消防機関は、連絡係を設け受入れ体制を整えておく。ただし、甚大な被害により下記のような準備が困難な場合は、あらかじめその旨を連絡し、応援隊及び支援隊の派遣についても要請する。

- ・応援消防隊の誘導
- ・応援消防隊の待機車両及び野営場所の確保
- ・応援消防隊に対する活動拠点の指示

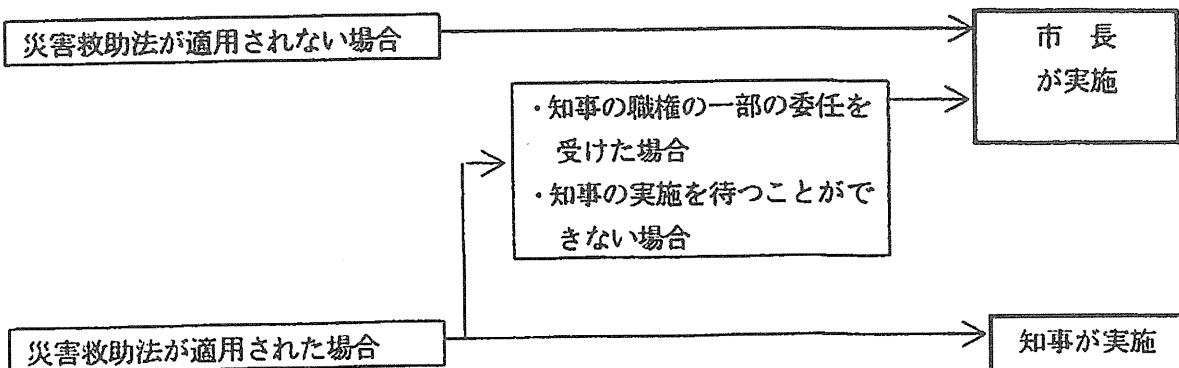
第2項 医療活動

1 実施責任者

被災者の医療の実施は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行う。

この場合において、知事の職権の一部の委任を受けた場合又は知事の実施を待つことができないときは、市長が行う。

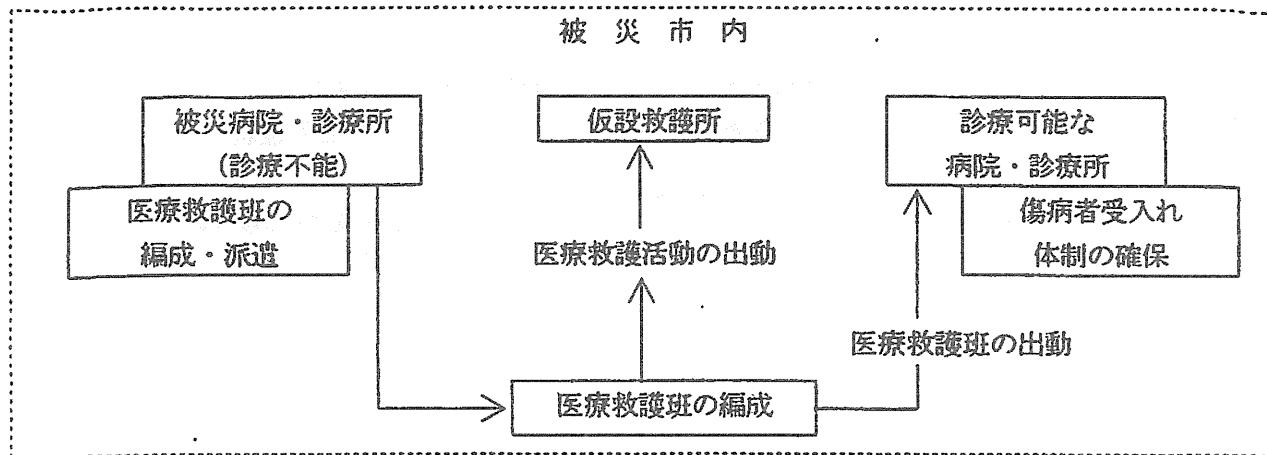
市長は、委任を受けて知事の職権を行使したときは、速やかにその内容を詳細に知事に報告する。



2 医療救護活動の基本

診療可能な病院又は診療所は、少なくとも発災後3日間は、24時間の負傷者受入れ体制を整え、病院又は診療所内での診療を継続する。

病院又は診療所が被災し、診療行為が不可能である場合に、本部が設置した仮設救護所又はその他の診療行為が可能な病院等において、医療救護班として活動する。



3 医療救護活動

(1) 医療救護班の要請

市長は、災害の種類及び程度により、所沢市医師会に出動を要請し、災害の程度に即応した医療救護活動の対応を図る。また、災害の程度により、市の能力をもってしては十分でないと認められたときは、指定した災害拠点病院へ県災害派遣医療チーム（埼玉DMA T）の出動要請を知事に行うとともに、その他の関係機関にも協力を要請する。

(2) 医師会による災害対策本部（救護隊支部）の設置

大規模災害の発生により、市内で同時に多数の死傷者の発生又は、市長からの医療救護班の出動要請により、所沢市医師会内に医師会対策本部を設置し、状況把握、情報連絡、医療救護班の編成等の対応準備が行える体制を、できる限り速やかに構築する。

医師会対策本部の設置場所は、下記の場所に設置する。

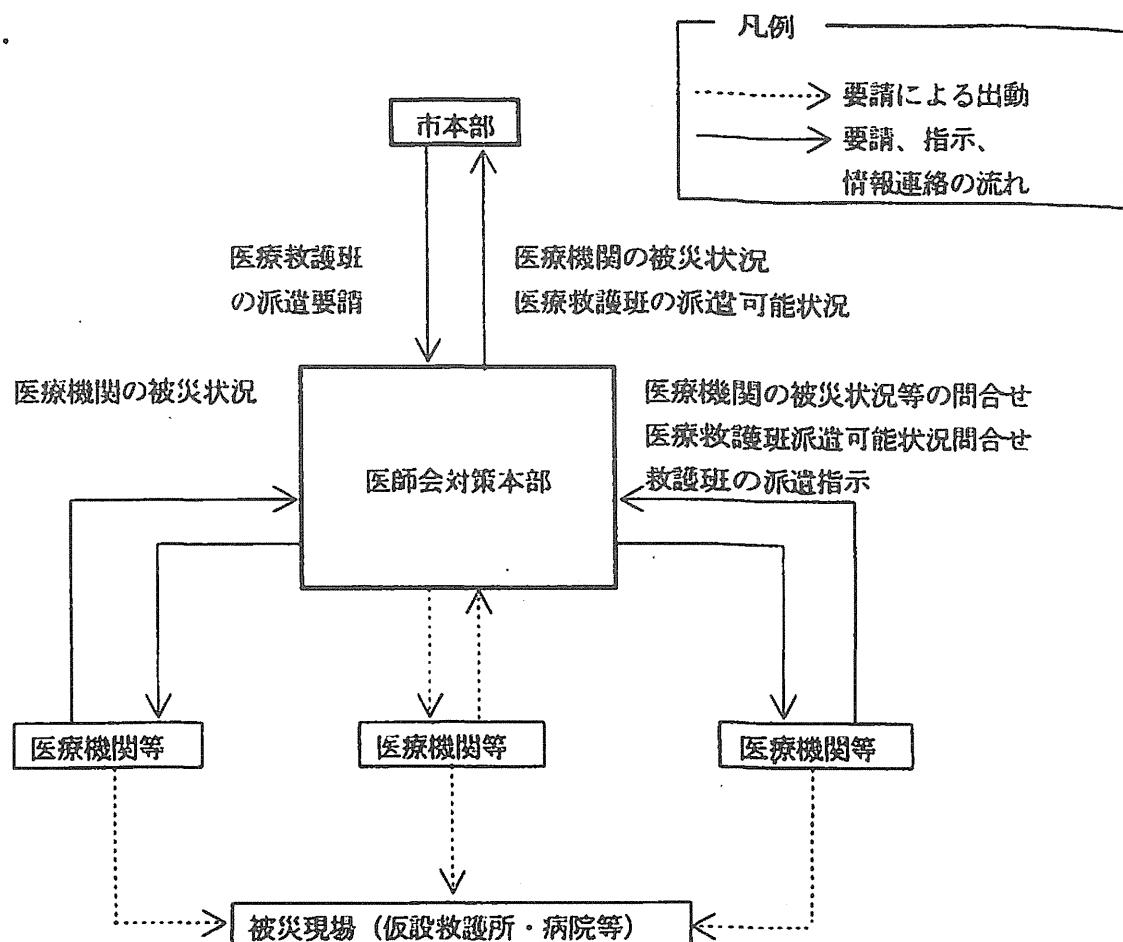
医師会対策本部 …… 所沢市医師会事務所 上安松 1224-7

TEL 2992-8026 FAX 2995-6635

(3) 市本部との連絡体制の構築

市本部は、災害発生後速やかに医師会対策本部と電話等により連絡を取り、医療機関等の被害状況、診療体制の可否、対応可能な医療救護内容、医療救護班の編成可能状況等の連絡を密に行う。

圖 本部との連絡体制



(4) 医療救護班の編成

医療救護班は被災し診療行為が不可能な診療所を優先とし、班編成は原則として、医師1名、看護職員3名、その他2名の合計6名で1班を編成し、各ブロック毎にそれぞれ班編成とする。

活動の指揮者は、医療救護班の中から、本部長、医師会長又は医師会対策本部責任者より任命する。

(資料編 P150 「医療班」 参照)

(5) 仮設救護所の設置

医療救護班は、本部長が次の場所に設置した仮設救護所又はその他の診療行為が可能な病院等（要請に応じて）において、医療救護活動を実施する。

（資料編 P156 「仮設救護所の設置場所」参照）

(6) 医療救護班の参集

医師会対策本部は、本部長による出動要請により、医療救護班を出動させる場合、決定した会員へ、参集場所、参集時間、医療資機材、医薬品等の携行品の指示・連絡をとる。

会員は、電話連絡などが不能な場合には、指示伝達を待つことなく、あらかじめ定められた参集場所（病院、保健所、仮設救護所等）に、自主的な判断により参集し、参集の旨を医師会対策本部に連絡する。

(7) 医療救護班の活動内容

ア トリアージの実施

多数の傷病者が殺到する場合は、速やかにトリアージを行い、後方医療機関への搬送の要否と優先順位の決定を行う。

原則として、医師によりトリアージを行う。ただし、医師が何らかの理由により不在の場合、又は、災害現場で最初に到着し医師がいない場合等には救急隊の救急救命士がトリアージを行う。

（資料編 P165 「トリアージによる傷病者分類基準」、P166 「トリアージタグ」参照）

イ 応急処置の実施

傷病者の数や傷病者の程度を考慮しながら、原則として必要最小限の治療にとどめる。

重症者がいる場合は、できるだけ速やかに体制や設備の整っている後方医療機関への搬送に努める。

（資料編 P158 「救急告示病院」参照）

ウ 重症患者の後方搬送

トリアージの結果により、最優先の治療が必要となる傷病者から順次、国立病院機構西埼玉中央病院、その他の稼働中の救急告示病院、二次救急医療輪番病院さらには、県内の災害拠点病院、国立病院機構災害医療センター（立川市）等の後方医療機関へ搬送する。

（資料編 P157 「重症患者の受入病院」参照）

エ ヘリコプター搬送

震災により道路が被害を受けた場合や搬送時間等を考慮し、状況に応じてヘリコプターによる搬送を実施する。

航空隊名	所在地	連絡方法	ヘリ数
埼玉県防災航空隊	比企郡川島町出丸下郷 53-1	TEL 049-297-7810 FAX 049-297-7906	3機

■ 臨時ヘリポート

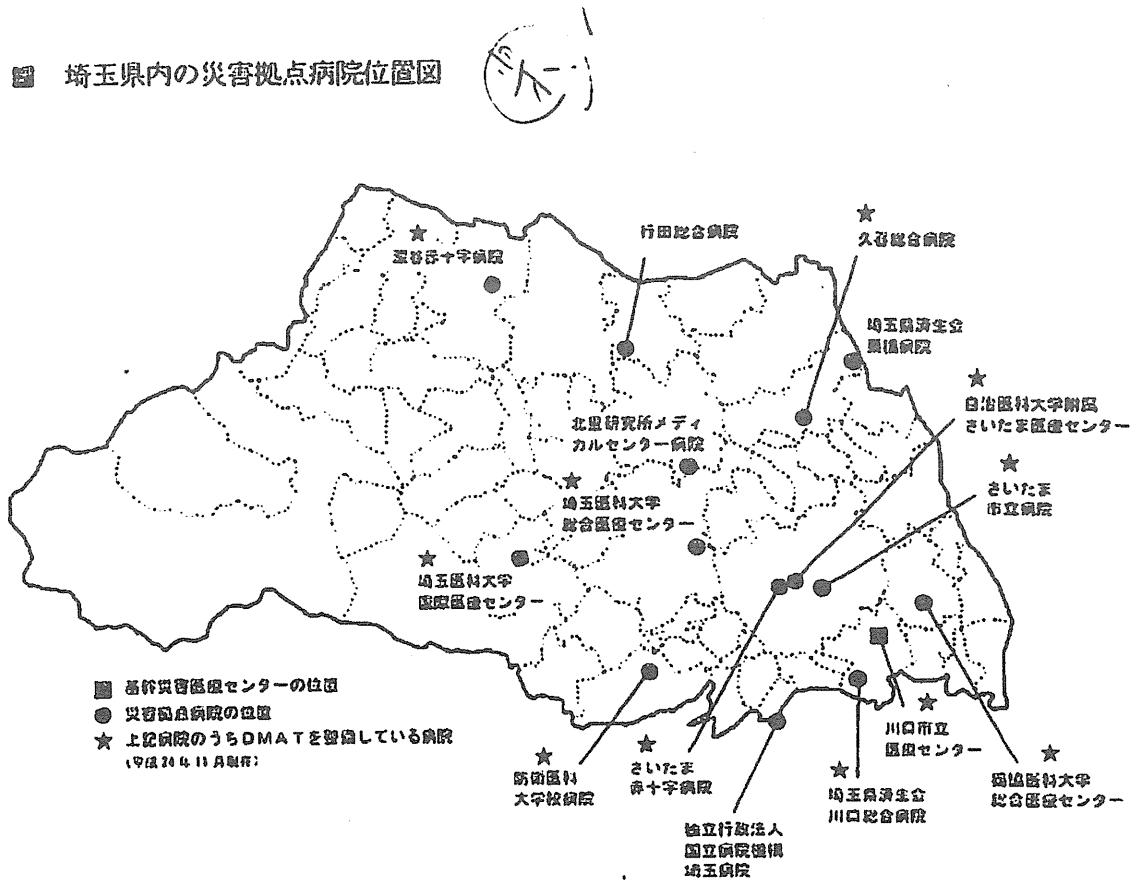
名 称	所 在 地	連 絡 方 法
所沢航空記念公園	並木1	TEL 2996-2225
所沢市総合運動場	並木5-3	TEL 2998-9248 (平日昼間) TEL 2995-6133 (土・日・祝)
早稲田大学人間科学部 所沢キャンパスグラウンド	三ヶ島2-579-15	TEL 2947-6849 (平日昼間) TEL 2949-7519 (守衛所)
日本大学芸術学部 所沢校舎グラウンド	中富南4-21	TEL 2993-2212

才 搬送手段の確保

医療救護班の負担軽減を図り、傷病者の搬送活動を円滑に機能させるため、医療救護班が活動する仮設救護所、病院等で独自に搬送手段を調達する事ができない場合、本部に速やかに連絡し、搬送手段の確保、各医療機関への振り分けの調整などを要請する。

(資料編 P159 「県指定の災害拠点病院」、P161 「重症者の搬送の流れ」 参照)

■ 埼玉県内の災害拠点病院位置図



第3ブロック 班長 宇田川 宏 副班長 磯田 幸秀

番号	名 称	管 理 者	所 在 地	電 話	F A X
1	青木クリニック	青木 国幸	中新井2-65-1	2943-1036	2942-7622
2	しんとこ耳鼻咽喉科医院	磯田 幸秀	松葉町24-9 拓殖ビル2F	2927-5770	2927-5770
3	うだがわクリニック	宇田川 宏	北原町1415-1	2997-4880	2997-4885
4	国立障害者 リハビリテーションセンター	江藤 文夫	並木4-1	2995-3100	2995-0355
5	こぶしクリニック	角 誠二郎	こぶし町1-17-101	2993-5866	2992-2452
6	木 村 医 院	門井 隆司	北岩岡1-96	2942-5411	2943-2017
7	小 関 眼 科	小関 信之	松葉町9-5	2992-6868	2992-5593
8	新所沢清和病院	小濱 卓司	神米金141-3	2943-1101	2943-5226
9	新所沢キッズクリニック	小林 治	美原町2-2931-6	2990-3100	2990-3101
10	四 万 村 医 院	四万村 潤	中新井4-28-1	2942-7001	2943-5020
11	埼玉西協同病院	清水 禮二	中富1865	2942-0323	2942-4407
12	田 中 医 院	田中 寿一	中新井5-14-10	2942-8678	2942-8678
13	所沢武藏野クリニック	田上 聰	松葉町16-13 祥鈴ビル5F	2994-5813	2995-6160
14	時 松 小 児 科	時松 昭	下富1266-16	2942-5150	2943-3561
15	おうえんポリクリニック	並里 まさ子	中富1037-1	2990-5818	2990-5828
16	梨子田内科クリニック	梨子田 行孝	弥生町2871-36	2996-3181	2996-3181
17	け や き 内 科	西脇 正人	並木3-1-7-102	2995-2299	2995-2299
18	マツバクリニック	長谷 祐治	松葉町8-7	2995-5131	2995-5141
19	町田整形外科医院	町田 良夫	松葉町4-22	2992-5873	2992-5898
20	みずの内科クリニック	水野 康司	中新井4-27-4	2942-4100	2943-2123
21	所沢リハビリテーション病院	峰田 自章	中富1016	2943-1771	2942-3149
22	宮 川 医 院	宮川 勝二郎	松葉町10-11 エトピア1F	2992-3200	2992-3200
23	山 口 医 院	山口 宣伸	花園2-2344-26	2943-3273	2943-3236
24	北 所 沢 病 院	山邊 昌	下富1270-9	2943-3611	2943-3643
25	吉岡クリニック	吉岡 賢尚	花園2-2351-18	2942-3116	2942-3164
26	所沢けやきカルクリニック	渡部 秀人	中富南2-21-7	2943-1581	-
27	木澤クリニック	渡邊 裕太	松葉町24-3	2991-6767	2991-6766

第6節 災害時要援護者の災害予防

第1項 予防対策

近年の災害では、高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者（自閉症等）、難病患者、乳幼児、妊産婦等の災害対応能力が弱っている者、並びに言葉や文化の違いから特別の配慮を要する外国人（これらの者をいわゆる災害時要援護者という。）が災害の発生時において、被害を受けることが多くなっている。

このため、市は、超高齢社会、国際化社会の到来に対応し、避難等が円滑かつ的確に行われるよう特に留意し、災害時要援護者等の防災対策を積極的に推進していく。

第2項 社会福祉施設等入所者の対策

1 現況

平成23年4月1日現在の社会福祉施設等の災害時要援護者施設数は、次表のとおりである。

災害時要援護者施設の種類		施設数
障害者（児）施設	障害者施設	36
	障害児施設	3
高齢者施設	養護老人ホーム	1
	老人福祉センター	4
	老人憩いの家	8
	特別養護老人ホーム	12
乳幼児施設	保育園	48
	家庭保育室	18
	幼稚園	22

2 体制の整備

(1) 組織体制の整備

施設の管理者は、地震災害が発生した場合に迅速・的確に対応できるよう、あらかじめ夜間も含めた緊急時連絡体制や施設の職員の任務分担についてマニュアル等を定める。

また、市民との連携を密にし、入所者の実態等に応じた協力が得られる体制づくりに努める。

(2) 緊急連絡体制の整備

ア 職員参集のための連絡体制の整備

施設管理者は、災害発生時に迅速に対応するため、緊急連絡網等を整備して職員の確保に努める。

イ 安否情報の家族への連絡体制の整備

施設管理者は、災害時に、入所者の安否を確認し、職員及び入所者の家族と迅速に連絡が取れるよう緊急連絡体制を確立する。

(3) 避難誘導体制の整備

施設管理者は、災害時における避難誘導のため、非常口等避難路を確保し、入所者を所定の避難場所へ誘導・移送するための体制を整備する。

(4) 施設間の災害支援システムの確立

市は県と協力し、入所者の他施設の移送や職員の応援等、災害時における施設相互の支援システムを確立する。

施設管理者は、これに伴い他施設からの避難者の受入体制の整備を行う。

(5) 被災した在宅の災害時要援護者の受入体制の整備

施設管理者は、災害時、通常の避難所では生活が困難な在宅の寝たきり老人等の要援護者を受け入れるための体制整備を行う。

(6) 防災設備等の整備

市は施設管理者に対し、耐震診断や耐震改修により災害に対する施設の建築物の安全性を高めるとともに、電気、水道等の供給停止に備えて、施設入所者の最低限度の生活維持に必要な以下の物資等を備蓄しておくように指導する。



■ 施設における食料・防災資機材等の備蓄目標

- ア 非常用食料（特別食を含む）（3日分）
- イ 飲料水（3日分）
- ウ 常備薬（3日分）
- エ 介護用品（3日分）
- オ 照明器具
- カ 熱源
- キ 移送用具（担架・ストレッチャー等）

(7) 防災教育及び防災訓練の実施

ア 市は、地震災害に関する基礎的知識の普及・啓発のために、広報誌、パンフレット、チラシの配布などを行う。

イ 市は、災害時要援護者へ地域における防災訓練への参加を呼びかけ、実地訓練を体験させるとともに、市民に対しても災害時要援護者の救助・救護に関する訓練を実施する。

ウ 施設管理者は、職員や入所者が地震災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を高めるため、定期的に防災教育・訓練を実施する。

(8) 地域との連携

施設管理者は、災害時の入所者の避難誘導、又は職員が被災した場合の施設の運営及び入所者の生活の安定について協力が得られるよう、日常から、近隣の自治会・町内会やボランティア団体や近くの高校・大学等との連携を図っておく。

また、災害ボランティアの派遣要請等の手続きが円満に行えるよう、市との連携を図つておく。

第3項 在宅の災害時要援護者の対策

1 現況

市は在宅の高齢者対策として、昭和60年から一人暮らし老人緊急通報システムを導入し、一人暮らし老人緊急通報システムを指令課に設置して通報を受信している。

2 災害時要援護者支援

(1) 安否確認体制の整備

市は、災害時における在宅災害時要援護者の安否確認体制を確保するため、平常時から次の事項の整備に努める。

ア 在宅の災害時要援護者の所在、緊急連絡先の把握のためプライバシーに配慮した在宅の災害時要援護者の「名簿」や「要援護者マップ」等を作成し、庁内関係部署で情報の共有化を図っておく。

イ 市は、社会福祉協議会職員、訪問介護員等の福祉関係職員、民生委員・児童委員等の福祉関係者や自治会・町内会、自主防災組織の協力を得ながら災害発生直後の安否確認体制を整備し、医療福祉部により調査班を編成し、各居宅に取り残された災害時要援護者の安否確認を行う。

ウ 在宅の災害時要援護者の避難は、原則として地区の自主防災組織、自治会・町内会、ボランティア組織等が中心となって支援を行う。

エ 市は、災害発生時、独自避難が困難となることも予想される災害時要援護者に対し、自治会・町内会、近隣者、自主防災組織、民生委員・児童委員及びボランティア等と日頃から連携を図り、災害時要援護者の状況の把握や避難場所の確認及び避難方法の確立など個別支援体制の確立に努める。

オ 警察、消防署等との連携

カ 緊急通報システムの整備

(2) 防災基盤や防災設備の整備

ア 市は、路の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いす使用者にも支障のない出入り口のある避難地の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等災害時要援護者を考慮した防災基盤整備を促進する。

イ 市は、在宅者の安全性を高めるため、自動消火器、火災報知機等の設置に必要な措置を講じる。

ウ 市は、災害時要援護者への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送テレビやファクシミリの設置、災害時要援護者を考慮した生活救援物資の備蓄及び調達先の確保など、災害時要援護者に対して指定避難場所での良好な生活環境が提供できるよう避難所運営マニュアルを作成する。

(3) 防災教育及び訓練の実施

ア 市は、地震災害に関する基礎的知識の普及・啓発のために、広報誌、パンフレット、チラシの配布などを行う。

イ 市は、災害時要援護者へ地域における防災訓練への参加を呼びかけ、実地訓練を体験させるとともに、市民に対しても災害時要援護者の救助・救護に関する訓練を実施する。

(4) 社会福祉施設との連携

市は、避難準備情報が発令された場合、社会福祉施設等に連絡するとともに、地震災害により介護などが必要な被災者を速やかに施設入所できるよう、日常から必要な事項を社会福祉施設等と協議し定めておく。

(5) 相談体制の確立

市は、災害時、被災者からの相談に的確に対応できるよう日常から支援体制を整備しておく。また、県と連携し、被災により精神的なダメージを受けた被災者に対してメンタルケア等が実施できるよう、医師、看護師、保健師、教育関係者、福祉関係者、ソーシャルワーカー等の専門職員を確保しておく。

第4項 外国人への対策

1 現況

年々外国人登録者数が増加しているため、外国人登録窓口等への外国語の防災パンフレットの設置及び防災標識等への外国語の付記を推進している。

2 対策

(1) 外国人の所在の把握

市は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるように、日常時における外国人登録の推進を図り、外国人の人数や所在の把握に努める。

(2) 防災基盤の整備

市は、避難所や避難道路の標示等災害に関する案内板について、外国語の併記表示を進め、外国人にも分かりやすい案内板の設置に努める。

また、市は案内板のデザインの統一化について県と検討を進める。

(3) 防災知識の普及・啓発

市及び県は、外国語による防災パンフレットを作成し、外国人との交流会や外国人雇用事業所等、様々な交流機会や受入れ機関などを通じて配布を行い、防災知識の普及・啓発に努める。

また、広報誌やガイドブック、ラジオ、インターネット通信等の広報媒体を利用して、生活情報や防災情報などの日常生活に係わる行政情報についての外国語による情報提供を行う。

(4) 防災訓練の実施

市は、平常時から外国人の防災への行動意識を高めるため、外国人を含めた防災訓練を実施する。

(5) 通訳・ボランティアの確保

市は県と連携し、外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように外国語通訳や翻訳ボランティア等の確保を図る。

ウ 事態が切迫している場合（特に急を要する場合）

マイク放送、サイレン、警鐘乱打等の方法をとるのに加えて、上記の各方法を併用する。

エ その他

固定系無線及びエリアメール。ところざわほっとメールを有効に利用する。

第3項 警戒区域の設定

市民の保護を目的として警戒区域を設定し、応急対策に従事する者以外の者の立ち入り禁止、退去を命ずる場合は、災対法等に基づく基準により行う。

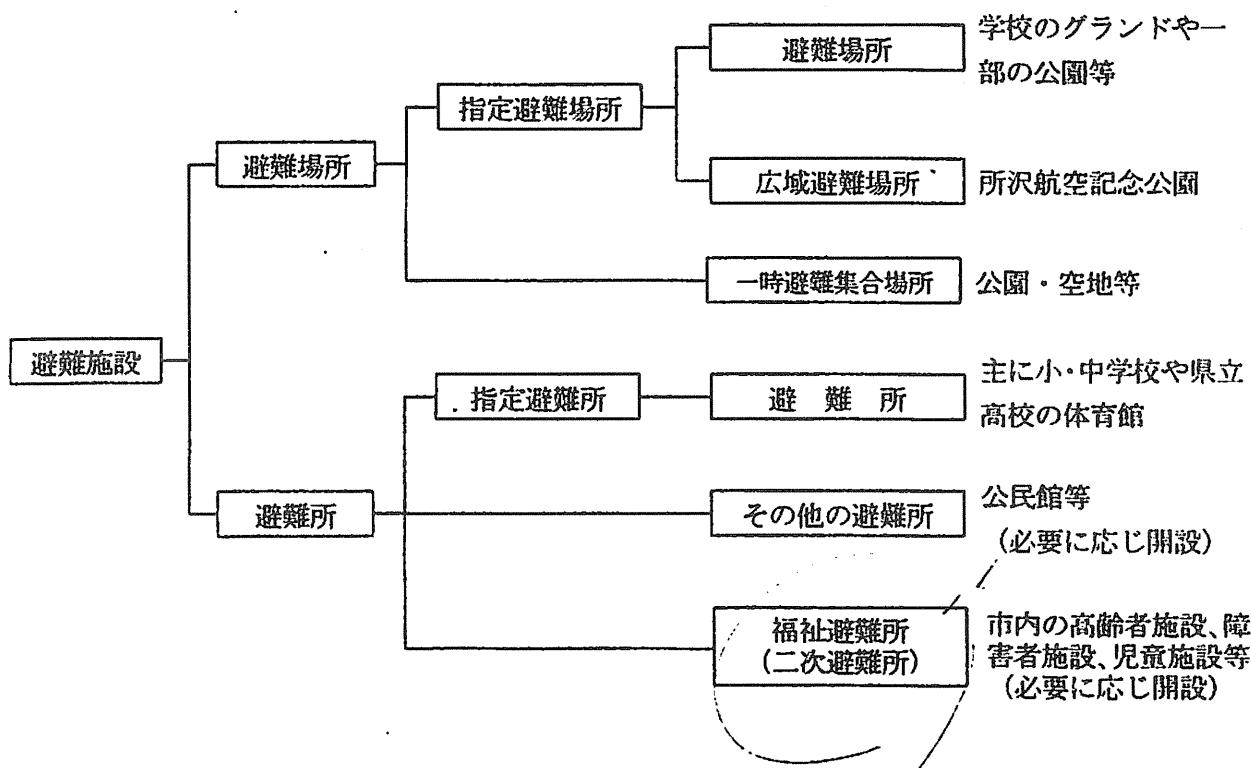
また、警戒区域の設定を行った者は、避難の勧告又は指示と同様、関係機関及び市民にその内容を周知する。

（資料編P177「警戒区域の設定」参照）

第4項 避難施設

1 避難施設の種類構成

本計画における避難施設の種類構成は次のとおりである。



2 指定避難場所

(1) 避難場所

「指定避難場所」とは、近隣の避難者が一時的に集合して様子を見る場合、または避難者が避難のために一時的に集団を形成する場所で、集合した人々の安全が確保されるスペースを有する学校のグランドや一部の公園等を指定し、一時的に滞在するための屋外のオープンスペースをいう。避難場所として、市内各小・中・高等学校・大学のグラウンド、

一部の幼稚園、保育園、公園等を 66箇所（平成 23 年 12 月現在）指定している。但し、降雨又は寒気等のためグラウンドでは不適当と判断されるときは、必要に応じ、それぞれの体育館を一時避難場所とする。なお、一時避難場所として供される小・中学校施設の管理及び運営については、「所沢市学校施設に係る指定避難場所の管理及び運用に関する要綱」によるものとする。
(資料編 P178 「指定避難場所・避難所」参照)

(2) 広域避難場所

「広域避難場所」とは、大規模火災による輻射熱から市民の生命及び身体を守るために、原則として 10,000 m²以上の広さを有する広場のことをいい、市では、木造建物の住宅密集地の避難のため、広域避難場所として所沢航空記念公園を指定している。

広域避難場所	総面積	安全面積	収容人員
所沢航空記念公園	500,956 m ²	317,000 m ²	158,500 人

(3) 一時避難集合場所

「一時避難集合場所」とは、地震など大規模災害時に身を守るために、同じ地域内の住民同士が一緒に指定避難場所に避難するために一時的に集合する場所で、公園や広場、駐車場、空き地など地域住民の身近にある広場がこれにあたり、身の安全を確認し、自宅が全壊や半壊などにより生活する場が失われるなど必要に応じて指定避難場所又は指定避難所に避難する。

3 避難所

(1) 避難所

「指定避難所」とは、地震による家屋の倒壊、焼失等で被害を受けた方や現に被害を受ける恐れのある方など避難してきた住民等を一時的に受け入れる建物をいい、「避難所」として、市内各小・中・高等学校及び大学の体育館並びに市民体育館等を指定している。災害時等においては、避難者数等を勘案の上、必要に応じ、原則としてこれらの指定避難所の中から避難所を開設するものとする。なお、避難所として供される小・中学校施設の管理及び運営については、本節第 6 項及び「所沢市学校施設に係る指定避難場所の管理及び運用に関する要綱」によるものとする。

また、「その他の避難所」として、まちづくりセンター（公民館）や地域の自治会館、集会場が必要に応じて開設されることになる。

(資料編 P181 「まちづくりセンター」、P182 「集会所等」参照)

(2) 福祉避難所（二次避難所）

「福祉避難所（二次避難所）」は、災害時において、指定避難所に避難した被災者で、避難所生活を続けることが困難となった、高齢者や障害者など避難所では十分な救援、救護活動が実施できないと認めた場合に、市内の高齢者施設、障害者施設、児童施設等に福祉避難所（二次避難所）を開設し、被災者の救援、救護活動を実施する。

ご案内

- ・後ろの椅子に、ゆめ風基金からの出版物があります。ご覧ください。
- ・トイレは1階に大きなバリアフリートイレがエレベーターの反対側にあります。2階には洋式トイレがあります。
- ・本日は、録音・録画させていただき、記録を文字起こしして報告書に掲載予定です。ご発言内容は、後日、確認いただき、修正、削除も可能ですので、ご安心ください。
- ・受付でも手話がお使いいただけます。
- ・ご質問、ご要望はスタッフまでお知らせください。

災害時個人避難計画作成に 必要な知識と意識 ～趣旨～

1. 福祉避難所としての国リハについて
国リハ 総務課長 三尾谷 和夫

2. 所沢市で当事者モニター50名と
災害時個人避難計画を作成する予定

研究所 障害福祉研究部 北村弥生 kitamura-yayoi@rehab.go.jp

24年度の研究成果

1)所沢市において、市役所障害福祉課、危機管理課を中心とした関係各課や及び当事者、地域関係者(ボランティア、民生委員、町内会長)等との協力関係の構築

*勉強会5回(25人→85人:6/21)

*市内先進町内会の災害時要援護者体制の記載(声かけまで)→高台の小学校等への当事者参加の避難訓練、数か所(H25)

2)市役所障害福祉課の協力を得て市内障害者団体5(精神障害、発達障害を除く)、市立通所障害者施設5への質問紙法による調査(要援護者支援に関する意識と経験):

回収141(回収率31%)

→個人避難計画作成モニター50名(15名から返信)

表1 避難したい場合

候補地	全体	モニター
一次避難所	22.1	31.4
特別な部屋	21.4	23.5
福祉施設	15.0	13.7
国リハ	11.4	19.6
親戚・知人	8.6	3.9
秩父学園	2.9	7.8
所沢養護	2.9	5.9
わからない	18.6	13.7

表2 避難所に必要な物品

品名	全体	モニター
水	55.0	
トイレ	50.7	
食料	48.6	
薬	37.1	
間仕切	36.4	
別室	23.6	
オムツ	20.0	
電池	17.9	
清浄綿	14.3	
周囲の理解	11.4	
医療機器	10.0	

表3 3.11. 後の困難 (%)

事柄	全体	モニター
なし	40.7	
移動	35.7	
計画停電	30.0	
医薬品の入手	10.0	
精神的動搖	10.0	
日用品の入手	5.7	

・モニターのうち、国リハのみ4名7.8%、一次と国リハ4名、他の施設と国リハ4名。

・国リハ希望者はベッド、通訳者を希望



個人避難計画を作るって？

- ・災害に備えての家の準備(家族の連絡方法、備蓄、生活の仕方)
- ・災害時に近所と声をかけあう方法
- ・災害時に避難所まで行く方法
視覚障害者は最寄り避難所までの歩行訓練
寝たきり老人は移送方法
- ・介助者(手話通訳者)の調達方法
- ・在宅で物資を入手する方法
- ・自分のニーズを発信する方法
- ・避難訓練に参加する
- ・避難所での生活に必要な備品を用意する(トイレ、医薬品、マット)
- 少なくとも一人一課題を解決するこれで、いいのか？
- ・8月8日 所沢市社協で、
講演会:聴覚障害者と支援者(手話通訳者、要約筆記者) 午前
ワークショップ:モニター 昼から午後